

(2) ホームロイヤー契約書②

<東京弁護士会「オアシス」の「ホームロイヤー契約書」を参考にしています。>

ホームロイヤー契約書

委任者 _____ (以下、「甲」という。) 及び受任者 _____ (以下、「乙」という。) は、甲の今後の生活設計、財産管理について助言につき、次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

本契約は、甲がその持てる能力を生かし、自己決定権を尊重され、その資産を有効に活用して、心身共に健やかで安定した生活を送ることができるよう、そのための今後の生活設計、財産管理について助言を与えることを目的とする。

第2条 (管理事務の範囲)

- 1 甲が乙に委任する本件管理事務の範囲は、甲が要援助状態になるまでの間、合計して月通算1時間以内程度の財産管理等に関する助言または月1回程度の安否の確認とする。
- 2 本契約書に定める要援助状態とは、本契約の趣旨に照らし、甲が自己の身上監護または財産管理を適切に処理することができず、これを行うために第三者の援助を必要とする状態をいうものとする。

第3条 (報酬)

- 1 甲は乙に対し、前条第1項の本件管理事務の報酬として、毎月末日まで金1万5000円(消費税込み)を支払う。
- 2 前項の報酬額が、下記の事由により不相当となった場合は、甲と乙との協議のうえこれを変更することができる。
 - ① 本件管理事務の内容あるいは範囲の変更
 - ② 甲の健康状態・生活状況の変化
 - ③ 経済情勢の変動
 - ④ その他現在の報酬を不相当とする事情の発生
- 3 乙の管理事務が、不動産等の売却処分、訴訟行為、その他通常 of 管理事務の範囲を越えた場合は、甲は、毎月の管理報酬とは別に乙が所属する法律事務所の報酬規定により報酬を支払う。

第4条 (解任)

- 1 甲は、乙に対し、2ヵ月前の書面で予告することにより、本契約を解除することができる。

乙の疾病、遭難その他予告期間を置くことを不相当とする事由がある場合は、甲は直ちに本契約を解約することができる。
- 2 甲は、乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是

正されない場合は、乙に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

- 3 甲は、乙に本契約に著しく違反する行為があった場合は、乙に書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

第5条(解約・解除・辞任)

- 1 乙は、やむを得ない事由がある場合は、甲に対し2ヵ月前に書面で予告することにより本契約を解約することができる。

但し、甲に予告期間を置くことを不相当とする事由がある場合は、乙は直ちに本契約を解約することができる。

- 2 乙は、甲が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、甲に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 甲が要援助状態にあるときは、第1項・第2項の通知は、乙がこれを甲宛に発信したときに効力を生ずる。

第6条(当然終了)

次の各号の一つ該当する事由が生じたときは、本契約は当然に終了する。

- ① 甲が死亡したとき(死亡した人について終了する)
- ② 乙が死亡したとき
- ③ 乙が弁護士資格を喪失したとき
- ④ 乙が弁護士会から業務停止または退会命令の処分を受けたとき

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____

乙(受任弁護士) 住 所 _____

氏 名 _____